

# ホーチミン日本人学校

## P T A 規則

令和8年3月3日 改正



各自保管をお願い致します。

P T A 総会の折にご持参下さい。

# ホーチミン日本人学校PTA規則

令和8年3月3日改正

ホーチミン日本人学校

## 第1章 名 称

第1条 本会は、ホーチミン日本人学校PTAという。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、家庭、学校及び地域社会における児童生徒の心身の健全な成長をはかることを目的とする。

## 第3章 事 業

第3条 本会は、その目的を達成するための事業を行う。

2. 家庭と学校との緊密な連携をはかる。
3. 家庭と学校における児童生徒の生活環境及び、教育環境の整備をはかる。
4. 会員としての資質の向上をはかるとともに、会員相互の親睦を深める。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 本会は、次の活動を禁止する。

- (1) もっぱら営利を目的とする活動。
- (2) 宗派団体や政党に対する協力。
- (3) 特定の団体を支援する活動。

## 第4章 会 員

第5条 次の者をもって会員とする。

- (1) 本校に在籍する児童生徒の保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。

## 第5章 本 部 役 員

第6条 本会に次の本部役員をおく。

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 会 長        | 1名 |
| (2) 副会長        | 2名 |
| (3) 書 記        | 1名 |
| (4) 会 計        | 2名 |
| (5) バス利用者連絡会担当 | 1名 |
| (6) 事務局長       | 教頭 |

第7条 本部役員の任期は、年度切り替えとする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、総会、総務委員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は、会長、バス利用者連絡会担当を補佐し、会長に事故のある時または欠けた時は、その任務を代理する。
- (3) 書記は、総会、総務委員会の議事、並びに本会の事業に関する事項を記録し、保管する。
- (4) 会計は、総会で決定した予算に基づき、会長の命を受け本会の会計事務を処理し、会計監査を経て定期総会で決算報告をする。また、学校事務職員に補佐を依頼することができる。
- (5) バス利用者連絡会担当は、バス利用者連絡会に出席する。
- (6) 事務局長は、会長の指示により本会の運営に必要な事務を行う。

第9条 本部役員が特殊な事情で任務が遂行できない、または不在期間が一定期間継続し、PTA活動及びバス運行に支障が生じる場合、退学届が未提出であっても総務委員会の承認をもって役員交代を可能とする。交代を実施する際には会員に報告する。

第10条 教職員又は商工運営委員の家族については、本部役員の対象外とする。

#### 第6章 会計監査委員

第11条 本会の経理を監査するため、会計監査委員を1名おく。

- 2. 会計監査委員は、会長がこれを指名する。
- 3. 会計監査委員は、役員を兼任することはできない。
- 4. 会計監査委員が任期途中で欠けた時は、会長がこれを再指名する。

第12条 会計監査委員の任期は、年度切り替えとする。ただし、再任は妨げない。

第13条 会計監査委員は、会計の監査を行い、その結果を定期総会で報告する。

#### 第7章 委員

第14条 学級代表

本会に、小学部6年および中学部3年において学級代表を各1名おく。  
学級代表は卒業対策委員会へ所属する。

第15条 第14条において選出された学級代表は、必要に応じて各学級の担任と連携を取る。

第16条 各委員会の業務は、原則次のとおりとする。

- (1) ランチサービス委員会（児童生徒の昼食提供に資する企画・実施）
- (2) 広報委員会（PTA活動の広報）
- (3) 選考委員会（PTA役員の選考）
- (4) 図書委員会（児童生徒の読書習慣の普及に資する企画・実施）

本会の会員、小学部（1～5年）及び中学部（1、2年）より各委員を選出する。

(5) 卒業対策委員会（卒業生向の記念品などの準備）

第14条において選出された学級代表が所属する。

## 第8章 経費

第17条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

第18条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 会費は本会の会員から徴収し、総務委員会において決議され、総会で承認を受ける。ただし、災害や疫病等の不可抗力の事態においては、総会による承認は不要とし、総務委員会による承認を受けるものとする。

(2) 教職にある者で児童生徒の保護者である場合、重複して徴収しない。

第19条 会費は二期制で徴収する。

特別な事情があった場合は、協議の上で三期制の徴収も可とする。

2. 児童生徒が登校した日を含む期については全額徴収する。

第20条 慶弔費については、事由が起こった場合、学校と本部役員で協議する。

2. 対象は原則として、会員と配偶者及びその子どもとする。

3. 慶弔費については、予備費より拠出する。

第21条 本会の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

但し、会計年度は、2月1日から始まり翌年1月31日までとする。

## 第9章 会議

第22条 本会は、次の会議をもつ。

(1) 総会

(2) 総務委員会

第23条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関となる。

2. 定期総会は、年度始め及び年度末に開催する。

3. 臨時総会は、総務委員会、または会員の3分の1以上の要請があった時に開催する。

4. 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5. 総会の議決は、出席会員の過半数の同意で決する。ただし、規則の制定、改正及び廃止は、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

(出席会員には、委任状を含む。)

6. 総会での審議及び議決事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の制定、改正及び廃止に関すること。

(2) 事業報告及び決算報告の承認に関すること。

(3) 事業計画及び予算の承認に関すること。

(4) 役員及び会計監査委員の承認に関すること。

(5) その他本会の運営に関すること。

第24条 総務委員会は、本部役員（バス利用者連絡会担当を除く）、各委員長、校長をもって構成し、本会の最高執行機関となる。

2. 定期総務委員会は、年7回程度開催することを原則とする。

3. 総務委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4. 総務委員会の所轄事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する議案の作成に関すること。

(2) 本会の活動の執行に関すること。

(3) その他、本会の運営に関すること。

5. 総務委員会の委員は、会長に委員会の開催を要請することができる。

## 第10章 選考管理委員会

第25条 本会は、役員を選考するために選考管理委員会をもつ。

第26条 選考管理委員会に次の委員をおく。

(1) 校長

(2) 教頭

(3) 各委員会委員長

2. 選考管理委員会の委員長は、選考委員長が兼任する。

第27条 選考管理委員会は、委任状を含む委員の4分の3以上の出席をもって成立する。

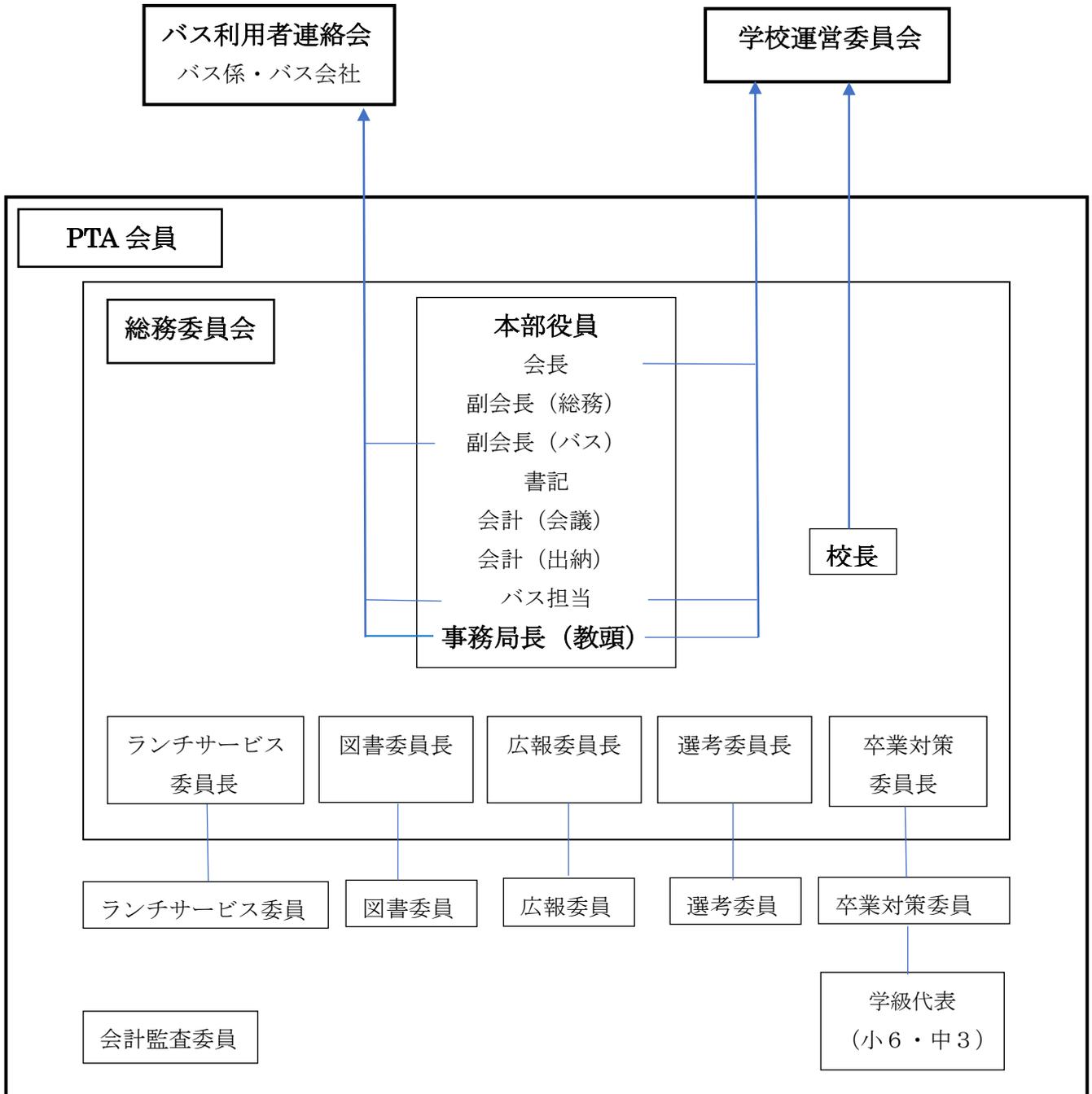
第28条 選考管理委員会は、総務委員会及び総会において選考結果を報告する。

## 第11章 細則

第29条 その他、本会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

付則	・この規則は、平成26年（2014年）	3月3日に改正、同日施行する。
	・この規則は、平成31年（2019年）	3月4日に改正、同日施行する。
	・この規則は、令和2年（2020年）	3月2日に改正、同日施行する。
	・この規則は、令和3年（2021年）	2月25日に改正、同日施行する。
	・この規則は、令和4年（2022年）	5月6日に改正、同日施行する。
	・この規則は、令和5年（2023年）	3月6日に改正、同日施行する。
	・この規則は、令和6年（2024年）	3月8日に改正、同日施行する。
	・この規則は、令和8年（2026年）	3月3日に改正、同日施行する。

## ホーチミン日本人学校 PTA 組織図



## PTA 規則 第 11 章 細則

### 役員選考に関する事項

1. 役員の新規選出は、全会員小 1 ～中 1 から選出することとする。立候補による選出を基本とし、必要な場合、選考委員会がその他の方法にて選考を行う。選考方法においては、選考管理委員会で決定した方式で行う。
2. 立候補による候補者が多数の場合は、協議の上決定する。
3. 立候補がない場合、選考委員会は、同委員会が精査した役員に就任可能な者の名簿を作成し、対象者名簿の中から候補者を選出する。立候補による候補者が出た場合でも、役員補欠対象者を決める選考を行う。
4. 選考委員会は、立候補者、選出された候補者と協議の上、各役職候補者を選出し、総会で信任投票を行い決定する。  
選考終了後、対象者名簿は、選考委員長が保管する。
5. 役員に空席が生じた場合は、選考委員会で協議の上、補欠筆頭者から順次決定する。

- 付則
- ・この規則は、令和 4 年（2022 年） 5 月 6 日に改正、同日施行する。
  - ・この規則は、令和 5 年（2023 年） 3 月 6 日に改正、同日施行する。